

Ⅲ 平成 26 年度教育庁主要施策

東京都教育委員会は、東京都における教育振興基本計画として位置付けた「東京都教育ビジョン（第3次）」を平成25年4月に策定し、その後5年間を中心に、中・長期的に取り組むべき教育の方向性を明らかにした。

「平成26年度教育庁主要施策」は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン（第3次）」に基づき、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

取組の方向1 学びの基礎を徹底する

【児童・生徒の学力向上を図るための調査等】（指導部）

【習熟度別指導の推進】**新規**（指導部）

- 都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。また、都教育委員会と学力向上を重点課題とする地区とが協力して効果的な指導方法を開発・研究する「学力向上パートナーシップ事業」を実施するとともに、小学校第4学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材「東京ベーシック・ドリル」の活用を推進する。

全小学校の第3学年から第6学年までの算数の授業において、習熟度別指導が可能となるよう指導体制を充実し、「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」に基づいて、個々の児童の学習状況に応じて前の学年に立ち戻る指導の徹底を図るなど、学習の基礎・基本を徹底し、児童・生徒の学力向上につなげていく。

【都立高等学校学力向上開拓推進事業】（指導部）

【「都立高校学カスタンダード」活用事業】（指導部）

【進学指導重点校等における進学対策の推進】（都立学校教育部・指導部）

- 全都立高等学校が、「都立高校学カスタンダード」を踏まえ、具体的な学習目標を明示した自校の学カスタンダードを作成し、それに基づいた組織的・効果的な指導を行う。学力向上開拓推進事業を通して明らかになった「指導と評価のPDCAサイクル」を活用して授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。学力を確実に定着させるため、生徒の学力を正確に把握して繰り返しの指導を行い、その成果を確かめるために履修年度末に統一的な学力調査を実施する。

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校10校を加えた36校を対象とし、進学指導に関する専門的な知識を有する外部専門家によるコンサルティングを新たに導入するなど、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

取組の方向2 個々の能力を最大限に伸ばす

【言語能力向上推進事業】（指導部）

- 児童・生徒の論理的思考力・表現力をはじめとする言語能力の向上を図るため、古典文学等の音読や暗唱、説明や討論等の言語活動を取り入れた授業の実施など、伝統的な言語文化の理解や社会生活に役立つ言語の技能の育成を重視した取組を推進する。

【理数教育の推進】（指導部）

- 東京都における理数教育の推進を図るため、小・中学校において、理数教育に先進的に取り組み、各区市町村における理数教育の中核的な役割を担う「理数フロンティア校」を指定するとともに、科学の専門家から指導を受けることのできる「東京ジュニア科学塾」を実施し、科学に高い興味・関心がある中学生の育成を図る。都立高校においては、「理数フロンティア校」に対して、中間発表の機会を設定するなど研究・開発の支援を行うとともに、「理数教育チャレンジ団体」を指定し、自然科学に関わるテーマを設定して行う生徒の研究活動を支援し、理数教育の一層の充実を図る。

さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。

【英語教育の充実】（指導部）

- 東京都における英語教育の充実を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、外国語活動の授業を単独で円滑に実施できる指導力を、小学校の教員に育成する。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討するため、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議」において、公立小・中学校及び都立高校における英語教育推進のための具体的方策を検討し、英語教育の改善に取り組む。

【次世代リーダー育成道場】（指導部）

【独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した研修の実施】**新規**（指導部）

- 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。

独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を開発・実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。また、英語授業の改善を図るため、JETプログラム[※]による外国人の招致を拡大するとともに、外国人指導者として在京外国人の更なる活用を図り、教員とネイティブによる指導を充実する。

※ JETプログラム（「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme) とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進している。

【国際バカロレアの認定の取得に向けた取組】（都立学校教育部）

- これからの国際社会で活躍する人材の育成に向け、高等学校卒業後、生徒が海外の大学に進学し、厳しい環境の中にあっても世界各国から集まる学生と切磋琢磨^{せつさくたくま}できるよう、都立学校における教育環境を整備していく。このため、都立国際高等学校において、国際バカロレアの認定の取得に向けた取組を推進する。平成26年度から、数学や物理などで選択科目を設置し、希望する生徒を対象に英語による授業を行う。また、平成27年度には、国際バカロレアの教育プログラムで学ぶ生徒を対象とした新たなコースを設置するため、国際バカロレア機構との調整を進める。

【都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討】（都立学校教育部）

- 理数を中心に、世界に伍^{ひら}して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方とする「都立小中高一貫教育校」の設置について、12年間一貫した教育の在り方や教育課程の弾力的な運用等の検討を進める。

取組の方向3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

【人権教育に関する研修・啓発・研究の推進】（総務部・地域教育支援部・指導部）

- 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

【道徳教育の推進】（指導部）

【新教科の設置】**新規**（指導部）

- 東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成し、都内公立小・中学校等に配布した東京都道徳教育教材集の活用を通して、道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。また、東京都道徳教育推進教師養成講座を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。

都独自の新しい教科についての検討委員会を継続して設置し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容について検討を進める。

取組の方向4 社会の変化に対応できる力を高める

【インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導】（指導部）

- 有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を行う。また、インターネット等の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成・配布して、学校での継続的な啓発・指導を支援する。また、子供の情報モラルの向上を図るため、都立学校の全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施して、実践的な啓発・指導を直接行うとともに、ICT活用の在り方に関するフォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。

【系統的なキャリア教育の推進】（指導部）

【都立高校生の社会的・職業的自立支援事業】（地域教育支援部）

【特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援】（都立学校教育部）

- 児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるため、「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用を図るとともに、「外部人材活用モデル事業」の成果の周知、「中学生の職場体験」における外部人材、受入機関等との連携の促進など、系統的なキャリア教育を推進する。

都立高校生が、社会人・職業人として自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを企業やNPO等との連携により実施する。加えて、中途退学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、中途退学・進路未決定卒業の未然防止、中途退学者・進路未決定卒業者に対する進路支援に関するモデル事業を実施する。

障害のある児童・生徒が働く喜びなどを実感できるようにするため、小・中学部等の段階からキャリア教育を充実するとともに、障害のある生徒の自立と社会参加を目指すため、就労支援体制の構築等により企業就労を促進する。

取組の方向5 体を鍛える

【体力向上施策の推進】（指導部）

- 子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を推進する。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。

【オリンピック教育の推進】**新規**（指導部）

- オリンピック教育推進校の指定や都独自の補助教材の作成、オリンピック・パラリンピアン
の学校への派遣、来日した海外アスリートとの交流等を通して、児童・生徒が、オリンピッ
ク・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割についての正しい理解
を深められるよう、オリンピック教育を推進する。

【部活動の推進】（指導部）

- 南関東四都県が連携して開催する「平成26年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」
への参加を通して、生徒の健全育成、競技力の向上を図る。また、全国大会や関東大会等へ
の出場を目指す都立高校を強化拠点に指定し競技力の向上を図るとともに、部活動の活性化
を目指す学校を重点的に支援する取組を進めることにより、都立高校全体に関わるスポーツ
の隆盛と競技力の底上げを図る。

取組の方向6 健康・安全に生活する力を培う

【アレルギー疾患に関するガイドライン等の資料に基づく体制整備の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

【公立学校における食育の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

- 学校におけるアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修の「学
校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校給食を中心とする予防
体制の確保と緊急対応の確立に関わる取組を強化し、各学校における組織的な対応をより一
層推進する。

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送る
とともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、学校給食を活
用した食育を推進する。また、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、地場産
物を活用した地産地消に関わる指導や、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導
を推進するため、栄養教諭の配置を促進する。

【防災教育の充実】（指導部）

- 今後、発生が予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」
「共助」の精神に基づき適切に行動できるよう、防災教育の改善と一層の充実を図る。特に、
都立高校では、想定される首都直下地震等が発災した際の心構えや対処を学ぶため、全校で
一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、「防災活動支援隊」の結成、消防、警察、自衛隊等と連
携した防災訓練及び備蓄食準備訓練や体育館での就寝訓練などを行う。また、消防学校等と
連携した二泊三日の宿泊防災訓練を実施し、学年単位での上級救命講習の受講などを通して、
自校の防災と近隣住民の安全を支え、社会貢献に対する意識と実践力を持つ生徒を育成する。

取組の方向7 教員の資質・能力を高める

【養成段階における実践的な指導力の育成】（指導部）

【優秀な教員の確保】（人事部）

【若手教員の育成】（指導部）

【学校リーダー育成プログラム】（人事部）

- 教員の大量退職、大量採用が続く中で、優秀な教員を継続的に確保するため、採用選考に
おける受験者数の確保に向けた取組を一層推進していくとともに、大学との連携を強化する。
また、新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会の充実を
図り、積極的に提供する。

初任から3年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身
に付けるための研修を充実する。また、英語指導の質的向上を図るため、中学校・高等学校

の英語科教員 140 名を 3 か月間海外に派遣し、英語圏の大学において最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施する。

将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、学校、区市町村教育委員会との連携を図り、将来性のある若手教員を選抜して計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。

【指導教諭の活用と拡充】（人事部）

- 教員全体の「プロ意識」の涵養^{かんよう}や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭の任用を、都立学校に引き続き、区市町村立学校においても開始する。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

【体罰の根絶に向けた取組の推進】**新規**（都立学校教育部・指導部・人事部）

- 平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。まず、体罰禁止の考え方を徹底するため、教員の経験年数や職層に応じた体系的な研修を行うとともに、衝動的に体罰を振るう教員等に対するアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを開発・実施する。また、体罰のない適切な教育活動を展開するためには、様々な立場からのチェック機能の強化が重要であることから、体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化した DVD を、教職員はもとより児童・生徒、保護者等においても活用し、共通認識を深める。

さらに、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催し、言葉で伝える力を高める指導法等の徹底を図るとともに、東京都立学校の管理運営に関する規則の部活動に関する規定を見直し、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定する。

【教職員のメンタルヘルス対策】（福利厚生部）

- 教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査、昇任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング等を実施し、「早期自覚」「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患による休職者の円滑な職場復帰及び再休職の予防を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

【都立高校改革の推進】（都立学校教育部）

【ものづくり人材育成の推進】（都立学校教育部）

【都立専門高校技能スタンダード】（都立学校教育部）

- 真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、専門高校においては、企業が求める専門的技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。

【東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の実現】（都立学校教育部）

- 特別支援教室モデル事業や、特別支援教育を実施する際に必要な体制整備に関するモデル事業を昨年度に引き続き実施する。また、知的障害教育部門（小学部・中学部）と肢体不自

由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立鹿本学園と、知的障害教育部門（小学部・中学部）を設置する都立青山特別支援学校を平成26年4月に開校する。

病院・施設内分教室や訪問教育において、新たにタブレット端末を活用し、児童・生徒に対する個別指導の充実をはじめ、様々な教育活動を展開する。

【いじめに関する総合対策の実施】**新規**（指導部）

- 児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。

平成25年11月公表した「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」を踏まえ、いじめ問題への対応については、日常的に未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応を基本とし、各種の取組を講じる。

まず、組織的な対応の核となる「学校いじめ対策委員会」を全校に設置し、各々の教職員の役割と責任を明確化し、機動的かつ組織的な対応を取るよう徹底するとともに、教員個々の指導力を高めるため、職層・経験に応じた研修を新たに実施する。

また、子供の声を確実に受け止めるため、スクールカウンセラーによる小学校第5学年、中学校・高校の第1学年の全児童・生徒の面接を実施するとともに、いじめの実態調査を継続して実施し、調査結果を分析・活用することにより、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりを推進するため、新たに作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」を活用し「いじめは絶対に許されない」等について自覚させる「いじめに関する授業」を定期的実施するよう周知・徹底する。また、「いじめを見て見ぬふりしない」意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動の取り方などを記載した「いじめ防止カード」等を作成し、その活用を促進する。

さらに、関係者間の連携を深められるよう、教育と福祉に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの全区市町村への配置に向けた取組等を進めていく。

【外国人児童・生徒への指導の充実】（都立学校教育部・指導部）

- 都立高校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。

【教科主任の設置】（都立学校教育部）

- 教員の組織的な学習指導への取組を強化するため、各教科の指導の目標、方針の共有、授業進度の調整を図るとともに、教科指導に関する人材育成の充実を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を配置し、その活用を促進する。

【耐震化の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

【冷房化の推進】（地域教育支援部）

【校庭芝生化の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

- 地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、区市町村立学校の特別教室の冷房化について支援を行う。

ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成への寄与及び教育環境の整備を図るため、都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。

取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

【地域における家庭教育支援活動の促進】（地域教育支援部・指導部）

- 地域における家庭教育支援に関わる取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等を行い、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。また、学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。

取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

【学校支援ボランティア推進協議会の設置促進】（地域教育支援部）

【教育庁人材バンク事業】（人事部）

- 学校・家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。

学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。

【放課後子供教室推進事業】（地域教育支援部）

【企業等による体験型講座の実施】**新規**（地域教育支援部）

- 子供たちの放課後等における安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。

社会人としての自立に役立つ体験型の教育プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、コーディネーター・教員・区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場면을参観者に公開するとともに、教育プログラムに関連する情報等を提供していく。